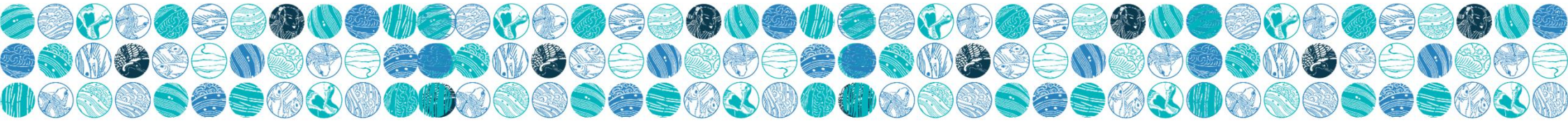
令和8年度第5回 千葉県環境影響評価委員会

資料

青帯：海洋再エネ整備法関係
緑帯：改正アセス法関係
橙帯：その他

千葉県環境影響評価条例施行規則の改正等について

令和8年10月9日
千葉県環境生活部環境政策課



目次

説明事項の概要・・・

事務局案の概要【審議事項】

①環境影響評価の対象となる太陽電池発電事業の規模の見直し［規則改正］

- メガソーラーに関する諸問題を受けて、国が令和7年12月に決定した対策パッケージにおいて、環境影響評価の対象となる太陽電池発電所の規模を見直すこととされた。その後に環境省が設置した有識者委員会での議論を経て、法第1種事業の対象となる規模が現行の出力4万kWから2万kWとなることが令和8年7月に決定されたところ（令和9年4月1日施行予定）。
- これに伴い、条例対象事業の規模を40haから20haに引き下げることとしたい。また、自然公園等区域は現行規模の10haを維持することとしたい。

②太陽光発電施設の規制に関する条例の制定に伴う横断条項への追加［規則改正］

- 千葉県が検討を進めている「千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例」（以下「太陽光条例」という。）において、出力1,000kW以上の太陽光発電施設（以下「大規模太陽光発電施設」という。）を設置する場合に許可制とすることとされている。
- 現行のアセス条例において、アセス対象事業種かつ条例で許認可を行っている事業（土採取条例、残土条例）について、その許認可の審査にあたってアセスの結果も踏まえた審査を行うとする「横断条項」を規定している。
- 今般、太陽光条例でいう大規模太陽光発電施設をアセス条例の対象事業に加え、今後、太陽光条例が制定された場合に横断条項の対象に追加することとしたい。

その他報告事項の概要

③海洋再エネ整備法（旧 再エネ海域利用法）に基づくアセス手続の一部適用除外［条例改正］

- 海洋再エネ整備法に基づき有望区域に整理された海域について、環境大臣による海洋環境等調査を行う規定が令和8年4月に新設された。
- これを受け、アセス法対象事業について、海洋環境等調査に相当するアセス手続である配慮書及び方法書の手続が適用除外とされた。
- 条例対象事業においても、同様に事業計画概要書及び方法書手続を適用除外とする。

④その他所要の改正［条例改正・規則改正］

（条例改正）

- 防災庁設置法の施行に伴い、災害対策基本法において「災害復旧」が「復旧復興」に改められることを受け、条例で引用している文言を改める。

（規則改正）

- 法対象事業として「ダムの改築」が明記されることに伴い、同様の運用・解釈をしている条例対象事業も同様の措置を講じることとする。
- 太陽電池発電事業の規模の指標となる面積の対象範囲に太陽光パネル間の隙間や通路が含まれることを明確化する。
- 各種様式の押印を廃止する。

県アセス制度（条例・規則）における改正の概要等（案）

	項目	条例・規則	改正の概要・考え方	条例・規則改正想定施行日
1 太陽電池規模要件変更	条例の対象事業となる太陽電池発電所の規模要件の変更	規則改正	法の対象規模引き下げを踏まえ、条例対象事業の規模要件を引き下げる	R9.10.1
2 太陽光条例の審査	太陽光条例の制定に伴う横断条項への追加	規則改正	太陽光条例の許可に係る審査について、アセス手続についても審査項目とする横断条項に追加する	R9.10.1
3 海洋再エネ整備法に関するもの	アセス法の特例措置の創設	条例改正	促進区域で条例対象規模の事業が行われる場合を想定し、法と同様に方法書等の手続を適用しない旨を規定する	県議会を経て、公布後速やかに
4 アセス法・規則の改正に関するもの	河川工事のダム事業の要件の明確化	規則改正	対象事業の要件の考え方を法と一致させる必要がある	R9.4.1
	災害対策基本法の文言変更	条例改正	災害対策基本法の文言変更に伴い「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める	県議会を経て、公布後速やかに
5 その他	指標となる面積の対象範囲の明確化	規則改正	太陽電池発電事業の規模の指標となる面積の対象範囲に太陽光パネル間の隙間や通路が含まれることを明確化する。	R9.10.1
	規則で規定している様式の押印廃止	規則改正	規則で規定している様式から「印」マークを削除する	R9.4.1

目次

説明事項の概要・・・

1　環境影響評価法施行令の改正概要（太陽電池発電所の法対象規模要件に関するもの）

＜背景＞

┌ 令和７年12月「大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」決定

- 「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」において、環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽電池発電事業の規模を見直すこととされた。
- これを受け、令和８年１月から「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」において、環境影響評価法の対象となる太陽電池発電事業の規模等について議論が行われ、当該検討会での議論の内容等を踏まえて規模が引き下げられるもの。

＜検討会での議論の概要＞

- 法対象事業の基本要件は100haであり、これに相当する太陽電池発電事業の出力として、４万kWを第１種事業規模としているが、規模の大小にかかわらず、土砂、自然環境、景観等に関する問題が発生している。
- 事業実施場所の多様性、広範囲の土地改変、反射光・景観の影響及び建設の容易性は太陽電池発電の特徴であり、法対象事業の基本要件である100ha相当よりも小さな規模を対象とすることには一定の合理性がある。
- 法は「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を対象としており、土地改変を行う事業のうち、廃棄物最終処分場を除き改変面積が最も小さい事業は埋立て・干拓事業等の50haである。
- 以上のこと等から、第１種事業規模を100ha相当の４万kWから50ha相当である２万kWとすることが適当。
- 第２種事業規模は、第１種の75％としてきたことから、下限を1.5万kWとすることが適当。

＜施行令改正概要＞　施行日：令和９年４月１日予定

- 第１種事業、第２種事業ともに、法の対象規模要件が半分に引き下げられる予定

1　条例・規則の改正方針（太陽電池発電所の法対象規模要件に関するもの）

規則改正

【改正政令（改正箇所抜粋）】

＜現行＞　第１種事業
施行令第１条及び別表第１において
・出力が４万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業
・出力が４万キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業

＜改正案＞
施行令第１条及び別表第１において
・出力が２万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業
・出力が２万キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業

＜現行＞　第２種事業
施行令第７条及び別表第１において
・出力が３万キロワット以上４万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業
・出力が３万キロワット以上４万キロワット未満である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業

＜改正案＞
施行令第７条及び別表第１において
・出力が１万5000キロワット以上２万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業
・出力が１万5000キロワット以上２万キロワット未満である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業

＜現行の県制度＞

対象事業の種類	県アセス条例の対象となる規模
太陽電池発電所の設置又は変更	太陽光を電気に変換する設備の水平投影面積（以下「発電設備面積」という。）として、 自然公園等の区域：１０ha（１０万㎡）＝約0.67万kW相当 上記以外の区域　：４０ha（４０万㎡）＝約2.67万kW相当

＜課題＞

┌環境省の「平成22年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査　報告書」において、
「本調査では、単位面積当たりのパネル出力を0.0667kW/m²（15m² 当たり1kW）と設定した」とされている。

- 発電設備面積と出力の関係は一般的に15㎡/kW程度と言われており、40ha≒2.67万kW 相当となる。
- 法第１種事業規模の２万kWを上回るため、条例対象事業の規模要件を変更する必要がある。

1　条例・規則の改正方針（太陽電池発電所の法対象規模要件に関するもの）

規則改正

＜議論いただきたい論点＞

法対象となる規模の引き下げを踏まえ、**条例対象となる規模の水準**について検討する必要がある。

- これまで、条例における発電所事業の規模要件は、下表のとおり原則として法第２種事業と同程度の水準で設定している。

表　発電所別の規模要件

発電所種別	法対象事業		条例対象事業
	第１種事業	第２種事業	基本事業
水力発電所	3万kW～	2.25万kW～3万kW	2.25万kW～
火力発電所	15万kW～	11.25万kW～15万kW	11.25万kW～
風力発電所(制定時)	1万kW～	0.75万kW～1万kW	0.75万kW～
風力発電所 (R3法対象規模改正後)	5万kW～	3.75万kW～5万kW	0.75万kW～　※1
太陽電池発電所	**4万kW～**	**3万kW～4万kW**	**40ha(約2.67万kW相当)～ ※２** **(自然公園等区域は10ha～)**

※１：風力発電所の法対象事業となる規模の引き上げの際、県内の陸上風力発電の導入ポテンシャルが高くないこと等から、条例対象規模は変更されなかった。

※２：発電設備面積と出力の関係は、一般的に15㎡/kW程度と言われており、40ha≒2.67万kWとなる。

1　条例・規則の改正方針（太陽電池発電所の法対象規模要件に関するもの）

規則改正

＜改正方針（案）＞

- 法対象事業規模は埋立て・干拓事業等の水準に合わせて現行の半分の規模となったことから、**条例対象となる太陽電池発電所の規模も現行の半分の面積**とすることとし、**発電設備面積として 20ha** とする。
- **発電設備面積20ha**（=200,000㎡）**に相当する出力は**、単位出力当たりの発電設備面積を15㎡/kWとすると、200,000㎡÷15㎡/kW≒**1.33万kW 相当であり、引き下げ後の法第２種事業規模（1.5万kW）と同程度**であり、他の発電所における条例対象規模の考え方とも整合する。
- 自然公園等区域について、法及び条例では埋立て・干拓事業に自然公園等区域の要件はなく、また、他の土地改変関係の事業においても、10ha以下の規模で設定されたものはないこと、後述する太陽光条例の許可対象が1,000kW以上であることから、**現行の基準である 10ha（≒6,667kW相当） を維持する。**

対象事業の種類	県アセス条例の対象となる規模	
	現行	改正後（案）
太陽電池発電所の設置又は変更	発電設備面積として、 自然公園等の区域：１０ha（１０万㎡）＝約0.67万kW相当 上記以外の区域　：４０ha（４０万㎡）＝約2.67万kW相当	発電設備面積として、 自然公園等の区域：１０ha（１０万㎡）＝約0.67万kW相当 上記以外の区域　：**２０ha（２０万㎡）＝約1.33万kW相当**

＜今後の予定＞

パブリックコメント等の規則改正手続を行い、十分な周知期間を経て施行する（令和９年10月１日想定）。

＜参考＞

- FIT・FIP認定事業のうち、条例対象規模を40ha（約2.67万kW相当）から20ha（約1.33万kW相当）に引き下げた場合に対象となる規模の事業は、14件である。
- なお、このうち認定日が最も新しい事業は2016年であり、2017年以降認定された事業で新たに条例対象となる規模のものはない。

目次

説明事項の概要・・・

2　千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例について

千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例案　イメージ

【総則】

＜目的＞
再生可能エネルギーの活用が地球温暖化対策において重要であることに鑑み、太陽光発電施設について、必要な規制を行うことにより、災害の発生を防止し、地域環境を保全するとともに、地域との共生を図る。

＜定義＞
- ●太陽光発電施設　●施設管理計画
- ●大規模太陽光発電施設（出力1,000kW以上）
- ●大規模太陽光発電施設の設置

＜責務＞
- ●太陽光発電施設の設置者
- ●県

【規制手段】

＜施設管理基準に従った施設管理＞ 全ての太陽光発電施設の設置者を対象とした努力義務
- ●設置　⇒　○施設の安全性確保　○地盤の安定確保、排水処理　○自然環境、生活環境の保全　○景観の保全
- ●維持管理　●廃止

＜大規模太陽光発電施設の設置許可＞
- ●事前の住民説明会の開催等
- ●施設管理計画の基準適合性
- ●経理的基礎の有無等を審査

設置許可を受けた者の義務
- ●施設管理計画に基づいた維持管理
- ●施設管理計画の概要の公表、標識の掲示
- ●定期報告、事故報告　●廃止前の届出

【雑則・罰則】

＜是正手段＞
- ●指導・助言　●報告徴収　●立入検査　●勧告　●措置命令

無許可の場合

＜処分・罰則＞
- ●許可取消　●罰則

【附則】
- ●施行日（令和9年10月1日）　●準備行為　●既存の大規模太陽光発電施設の届出

2　千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例について

規則改正

＜議論いただきたい論点＞

- 県が検討を進めている「千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例」（以下「太陽光条例」という。）が制定された場合、太陽光条例で定義される「大規模太陽光発電施設」の設置又は変更の工事をアセス条例の対象事業に加え、太陽光条例を横断条項（県アセス条例第３７条）（※）の対象とするか検討する必要がある。

※横断条項とは、対象事業に係る条例の許可等の審査にあたり、環境影響評価書の記載事項及び評価書に対する知事意見に基づいて環境保全の適正な配慮がなされているかどうかを併せて審査し、必要に応じて許可等の拒否又は許可等に条件を付すことができるとする規定の通称。

＜現行の県制度＞

- 横断条項の対象事業は以下のとおり。

対象事業の種類	対象となる条例の規定
砂利等採取事業	千葉県土採取条例 第３条第１項、第６条（同条例第７条第４項において準用する場合を含む。）及び第７条第１項
土砂等の埋立て等の事業	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（残土条例） 第10条、第12条第１項及び第２項（同条例第１３条第７項において準用する場合を含む。）並びに第13条第１項

└ 両条例には、アセス条例の環境影響評価手続に関する規定はない

2　千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例について

規則改正

＜現行の県制度＞

【規則別表第１（事業の種類：五　発電用電気工作物の設置又は変更）】

事業の要件：ホ　太陽電池発電所の設置の工事の事業

へ　太陽電池発電所の変更の工事の事業

＜改正方針（案）＞

太陽電池発電所の設置又は変更の工事について、電気事業法及び太陽光条例の規定を引用して、事業の要件を以下のとおり改正する。

ホ　太陽電池発電所（千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例第〇条に規定する大規模太陽光発電施設を含む。）の**設置**の工事の事業

へ　太陽電池発電所（千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例第〇条に規定する大規模太陽光発電施設を含む。）の**変更**の工事の事業

条例案要綱５（３）
大規模太陽光発電施設を**設置**しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととする。

＜今後の予定＞

パブリックコメント等の規則改正手続を行い、十分な周知期間を経て施行する（令和９年10月１日想定）。

2　千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例について

規則改正

【アセス条例（横断条項　抜粋）】

（許可等に係る環境の保全の配慮についての審査）
第三十七条
　県の条例の規定であって規則で定めるものにより対象事業に係る許可等を行う者は、当該許可等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十六条第一項の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。　└評価書に対する知事意見
２　前項の場合においては、次の各号に掲げる当該許可等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
一　一定の**基準に該当している場合には許可等を行う**ものとする旨の県の条例の規定であって規則で定めるものに係る許可等
　当該許可等を行う者は、当該許可等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該許可等を拒否する処分を行い、又は当該許可等に必要な条件を付することができるものとする。
二　一定の**基準に該当している場合には許可等を行わない**ものとする旨の県の条例の規定であって規則で定めるものに係る許可等
　当該許可等を行う者は、当該許可等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に該当している場合のほか、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該許可等を拒否する処分を行い、又は当該許可等に必要な条件を付することができるものとする。

【アセス条例施行規則（横断条項　抜粋）】

（許可等に係る県の条例の規定）
第六十八条
　条例第三十七条第一項の規定による県の条例の規定であって規則で定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。
一　千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）第三条第一項及び第七条第一項
二　千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）第十条及び第十三条第一項

目次

説明事項の概要・・・

3　再エネ海域利用法(現 海洋再エネ整備法)の改正概要

公布日：令和７年６月１１日
施行日：令和８年４月１日

＜背景＞

┌国の主権が及ぶ12海里（約22km）までの海域

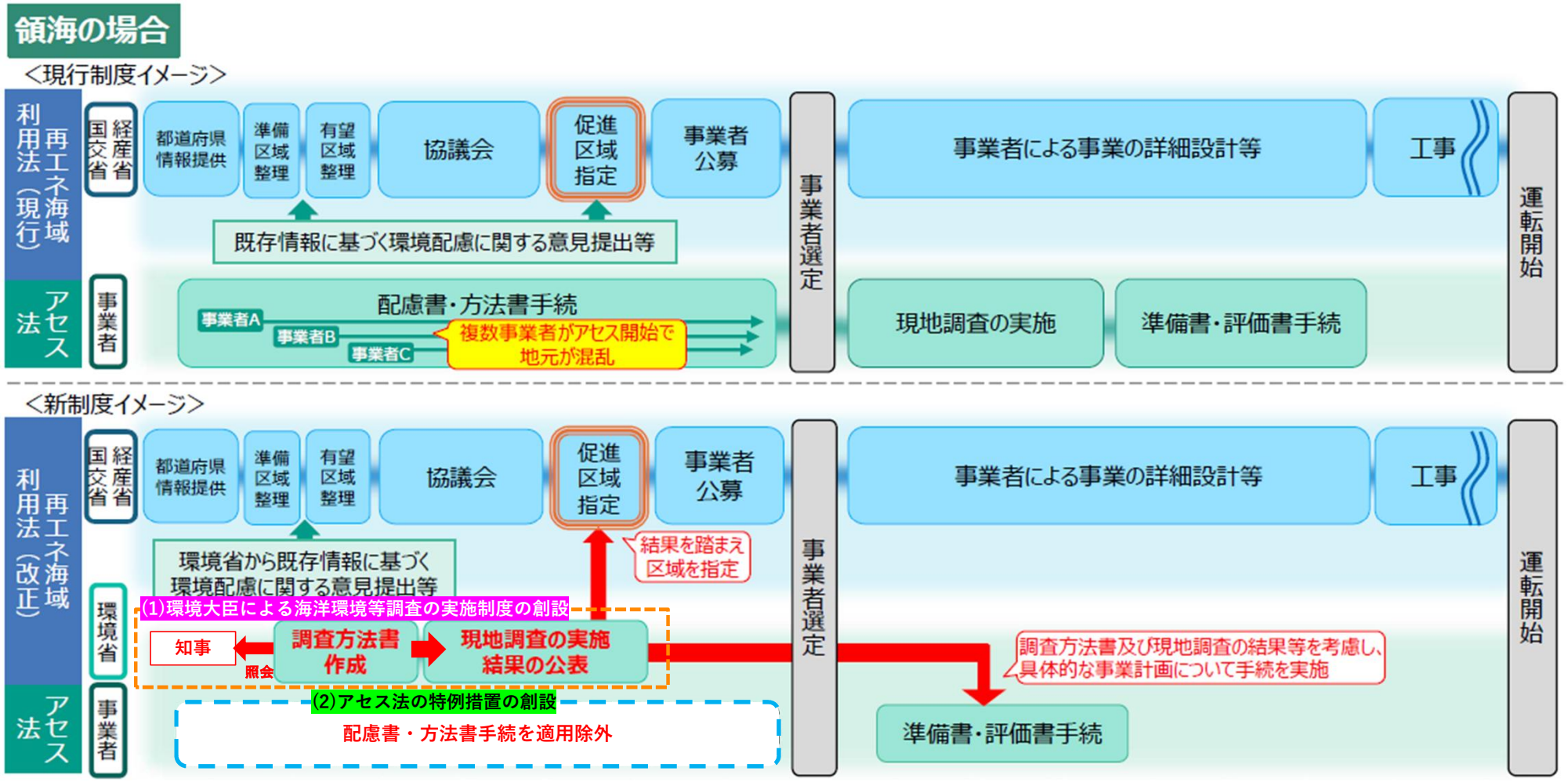
- 改正前の法では、**領海及び内水**において、漁業者など海域の先行利用者との調整を図った上で、洋上風力発電事業を推進するための**促進区域を国が指定し**、公募による選定事業者に**最大30年間の占用**を認める制度を規定している。
- 改正法では、促進区域（領海・内水）等の指定の際に、海洋環境等の保全の観点から適切な配慮を行うため、**環境大臣が調査を行う**仕組みを創設し、環境影響評価法に基づく配慮書・方法書の手続を不要とする。

＜改正概要＞

No	項目	改正概要	施行日
1	環境大臣による環境調査の実施制度の創設	• 促進区域及び募集区域の指定の際に**国が調査を行う**（調査に当たっては、国が**海洋環境等調査方法書**を作成する）	R8.4.1
2	アセス法の特例措置の創設（要条例改正）	• 国が調査を実施する制度の創設に伴い、環境影響評価法に基づき**事業者が実施する調査等に係る手続(配慮書や方法書)を不要**とする	

○その他の改正事項
・排他的経済水域（EEZ）に「海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」を指定し、発電設備の設置を許可する制度を創設する。
・法律名を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）から「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」（海洋再エネ整備法）に改める。

3　再エネ海域利用法（現 海洋再エネ整備法）の改正概要



（１）環境大臣による環境影響調査の実施制度の創設（法第１０条第４項、第１１条第１項、第６項）

＜法改正概要＞ 施行日：令和８年４月１日

- 洋上風力発電事業について、海洋再生可能エネルギー発電設備整備**促進区域の指定の際に、環境大臣は、海洋環境等調査方法書を作成し、海洋環境等調査を行う**
- 海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、**環境大臣は、都道府県知事等に対し環境保全意見を求める**
 └ 市町村長、住民

＜海洋環境等調査方法書の記載内容＞

- 区域の位置
- 区域並びにその周囲の概況
- 調査の項目及び手法並びにその選定理由（地域の特性や洋上風力発電事業の特性を勘案して個別に判断）
 - ・沿岸における残留騒音
 - ・海域における水中音の特性
 - ・主要な眺望点の特性
 - ・鳥類の生息及び分布状況
 - ・コウモリ類の生息及び分布状況
 - ・海生哺乳類の生息及び分布状況
 - ・ウミガメ類の産卵地の状況、産卵の状況　　等

3　条例・規則の改正方針（海洋再エネ整備法に関するもの）

（２）アセス法の特例措置の創設（法第２５条第１項、第３５条）

＜法改正概要＞　施行日：令和８年４月１日

- 環境大臣による海洋環境等調査の実施に伴い、選定事業者が促進区域（領海・内水）で事業を実施する場合、**環境影響評価法の第２章第１節（配慮書）及び第３章（方法書）の手続を不要とする**

┌公募により経済産業大臣及び国土交通大臣が選定した者

【改正再エネ海域利用法（海洋再エネ整備法）　改正箇所抜粋】┌改正政令がR8.4.1に施行されているが、条例改正に関係するものはない

＜*新設*＞
（環境影響評価法の特例）
第二十五条
１　選定事業者がその認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節及び第三章の規定は、適用しない。
２　前項に規定する場合における選定事業者に関する環境影響評価法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
（表略）

3　条例・規則の改正方針（海洋再エネ整備法に関するもの）

条例改正

（２）アセス法の特例措置の創設

＜現行の県制度等＞

- 風力発電事業については陸上・洋上にかかわらず0.75万kW以上が条例対象（法第２種は3.75～5万kW）。
- 洋上風力発電に係る現行のマニュアルでは、区域指定は３万kWを目安としている。
- 条例対象事業の場合、環境省調査の有無にかかわらず事業計画概要書・方法書手続を行う必要がある。

＜改正方針（案）＞

┌次ページ参考

- 法事業においては、改正法で適用除外の規定が設けられるが、**促進区域**における風力発電事業は条例対象規模（法対象規模未満）でも環境省が調査を行うこととなる。
- このため、法の改正趣旨を踏まえ、条例においても方法書以前（事業計画概要書及び方法書の手続）の規定を適用しない旨及び必要な読み替え規定（６箇所）を**条例に規定する**

【条例の改正案のイメージ】

＜*改正案*＞
（適用除外）
第七十条
３　第二章（第十二条から第四十五条までを除く）の規定は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第１８条第３項の規定により経済産業大臣及び国土交通大臣が選定した選定事業者が同法第２１条第１項の規定により経済産業大臣及び国土交通大臣が認定した公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における事業については、適用しない。

＜今後の予定＞

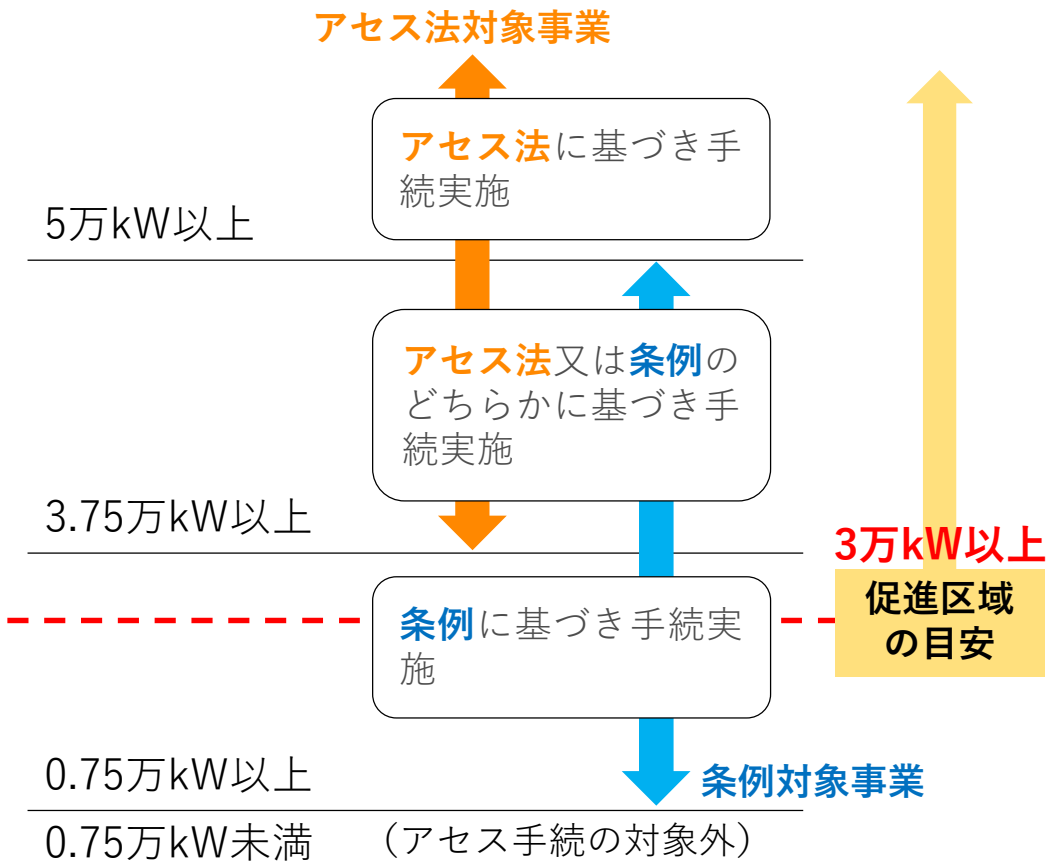
- 改正政令を踏まえ、条例の改正を行う（**県議会での議決を経て、公布後速やかに施行予定**）
- 現時点で、条例対象規模の洋上風力発電事業の実施は見込まれないことから、当面実務上の支障は生じない。

【参考】風力発電所のアセス対象規模と促進区域の目安

法 第１種事業	アセス法に基づく手続を必ず行う	出力 5万ｋW以上
法 第２種事業	アセス法に基づく手続を行うか国が判定する事業	出力 3.75万kW以上 5万kW未満
条例 基本事業	条例に基づく手続を必ず行う事業	出力 0.75万kW以上 法対象事業を除く ＝ 法第２種事業の判定で除外された事業を含む

促進区域の規模・・・明確な規模要件はないため、条例対象規模（５万kW未満）もあり得る

（参考）
『３万kW が「一定規模以上の発電設備が設置可能である区域」の１つの目安になる』
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（R8.9 経産省、国交省）



（参考）千葉県の促進区域等での想定発電出力（現時点）
銚子市沖[促]：37万kW、旭市沖[準]：39～60万kW、九十九里沖[有]：40万kW、いすみ市沖[有] ：41万kW

目次

説明事項の概要・・・

4　環境影響評価法（アセス法）の改正概要

公布日：令和７年６月２０日
施行日：令和８年４月１日、令和９年４月１日（想定）

＜背景＞

- 改正法（2013年）の附則において、施行後10年を経過した場合に、法の施行状況を検討し、必要な措置を講ずることとされている
- これに基づき、改正法の施行から10年以上が経過した中で把握された課題に対応するもの

＜改正概要＞

No	項目	改正概要	施行日
1	河川工事のダム事業の要件の明確化（規則改正）	• かさ上げ等の「ダムの改築」の事業は、現行法でも対象事業の要件として「ダムの新築」に含まれていると解釈されているが、紛れがないよう**「ダムの改築」を規定し明確化**する（改正前後での制度の運用に変更はない）	R9.4.1（予定）
2	アセス図書の継続公開（県規定改正不要）	• **環境大臣は、**事業者によるアセス図書の**縦覧期間後も**、事業者の同意を得た上で、**インターネット等により継続公開（30年間）することを可能とする**	R8.4.1
3	建替事業を対象とした配慮書手続の見直し（県規定改正不要）	• 建替事業は、位置が大きく変わらないことから、**建替事業に関する配慮書**では、**事業実施想定区域の選定に係る調査・予測・評価を不要**とする ※ 建替事業：既設の施設を廃止し、同区域に同種の施設を新設する事業(リプレース事業)	R9.4.1（予定）

4　環境影響評価法（アセス法）の改正概要

（１）河川工事のダム事業の要件の明確化（法第２条第２項）

＜法改正概要＞　想定施行日：令和９年４月１日

- 「ダムの新築」が対象事業とされているところ、「**ダムの改築**」も対象とする旨を明文化
- かさ上げ等の「**ダムの改築**」の事業は、現行法でも対象事業の要件として「**ダムの新築**」に含まれると解釈されているが、**「ダムの改築」が対象であることを明確化するもの**

　　└ 改正前後での制度の運用に変更はない

【改正アセス法（改正箇所抜粋）】

＜*現行*＞
（定義）
第二条
（前略）
ロ　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

＜*改正案*＞
（定義）
第二条
（前略）
ロ　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダム及び堰の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

4－1　条例・規則の改正方針（改正アセス法に関するもの）

規則改正

（１）河川工事のダム事業の要件の明確化

＜現行の県制度＞

- 規則において、「二　河川工事」の小区分として「**ダムの新築**」の事業を要件としている
 - └事例はないが、法と同様に改築も含まれると整理している

＜改正方針（案）＞

- 対象事業の要件の考え方を法と一致させる必要があるため、法の改正主旨を踏まえ、**規則においても「ダムの改築」を規定し明文化する**

【規則の改正案のイメージ】

別表第一（抜粋）

	事業の種類	事業の要件	基本事業の事業規模	複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模
現行	二　河川工事	イ　ダムの**新築**の事業であって、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下「河川」という。）に関して実施されるもの（後略）	河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二条第二号に規定するサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第一号に規定する常時満水位。）における貯水池の水面の面積が七十五ヘクタール以上であるもの	貯水面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの
新設		ロ　ダムの**改築**の事業であって、河川に関して実施されるもの	改築後の貯水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、貯水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなるもの	改築後の貯水面積が三十七・五ヘクタール以上であり、かつ、貯水面積が十八・七五ヘクタール以上増加することとなるもの

＜今後の予定＞

法対象事業の要件確定後、改正手続を行う（令和９年４月１日施行想定）

４－２　条例・規則の改正方針（その他：災害対策基本法の文言変更）

条例改正

＜背景＞　公布日：令和８年７月１７日

- 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第８条において、災害対策基本法第８７条中「災害復旧」を「復旧復興」に改めるとされている。
- また、同法第１６条において、環境影響評価法第５３条第１項中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改めるとされている。

＜現行の条例＞

（適用除外）
第七十条　（中略）
２　第二章及び前章の規定は、**災害対策基本法**（昭和三十六年法律第二百二十三号）**第八十七条の規定による**災害復旧**の事業**又は同法第八十八条第二項に規定する事業、（中略）については、適用しない。

＜改正方針（案）＞

- 環境影響評価法の表現に合わせて、条例第７０条中**「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める**

＜今後の方針＞

- 県議会での議決を経て、公布後速やかに施行予定。

5－1　条例・規則の改正方針（その他：太陽電池発電事業の指標の明確化）

規則改正

＜現行の県制度＞

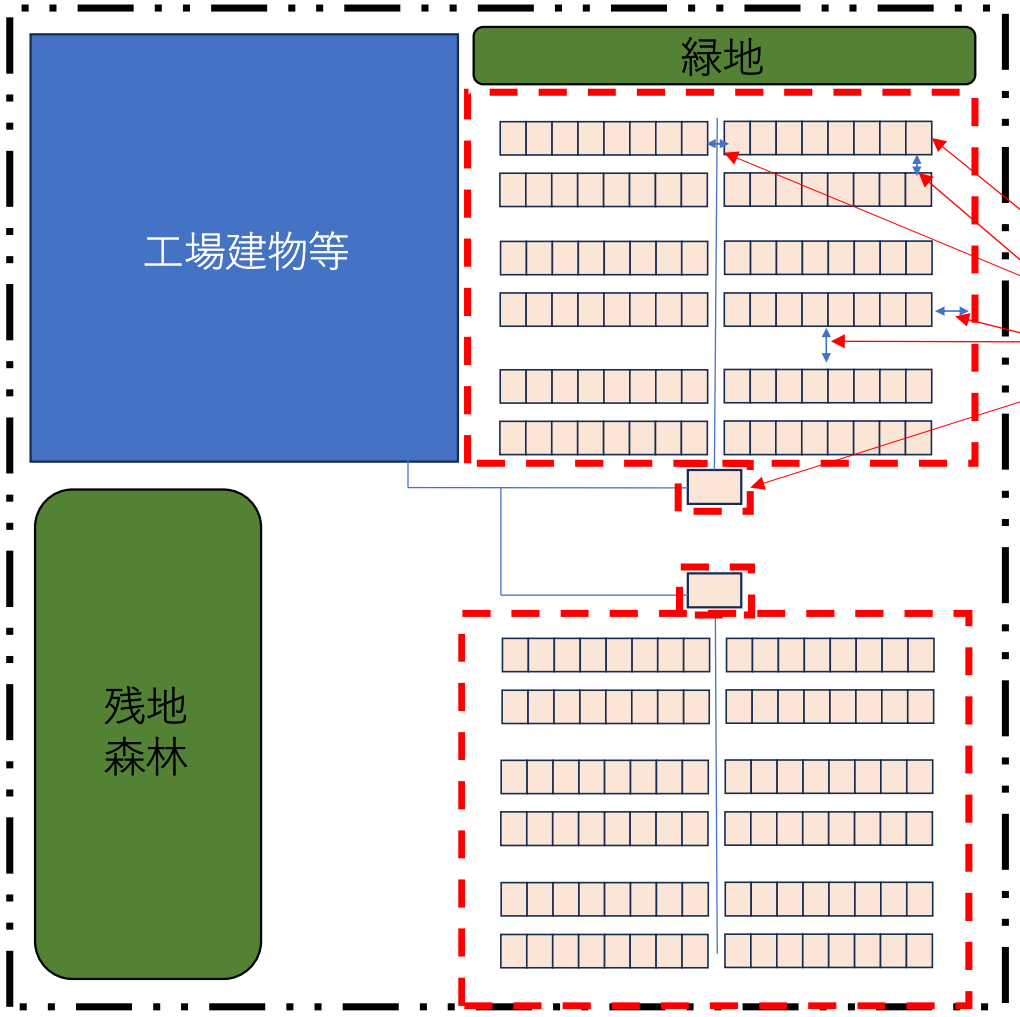
- アセス条例の対象となる太陽電池発電所の規模の指標は「太陽光を電気に変換する設備の水平投影面積（発電設備面積）の合計」としている。

＜背景＞

- 電気事業法の工事計画届では事業面積や事業エリアについての明確な定義がなく、例えば40haの開発事業の一部に1枚の太陽光パネルを設置する場合も対象となる可能性が生じている。
- これを避けるため、アセス条例では太陽電池発電設備が設置されている面積のみを規模の指標とすることとし、工場立地法における環境施設面積の算定の考え方や記載表現を参考として設定したもの。
- 工場立地法の環境施設面積の算定では、パネル周辺の必要なスペースも面積に加算できるとされており、アセス条例においても、発電設備のみの面積ではなく必要なスペースを加算する前提で規模を設計している。
- しかし、現行のアセス条例ではそのことを明示していないため、面積を限定的に解釈しアセス条例対象規模未満と判断されるおそれがある。

5－1　条例・規則の改正方針（その他：太陽電池発電事業の指標の明確化）

規則改正



事業面積（届出敷地）・・

太陽光発電設備面積・・・　①＋②＋③＋④

面積に加算することを運用で明確化

①太陽光モジュール・架台（水平投影面積）
②太陽光モジュール間の必要なスペース
③メンテナンスに必要なスペース（通路等）
④パワーコンディショナー・変電施設等（水平投影面積）

〇アセス条例では太陽電池発電設備に必要なスペース（②、③）を面積に加算することを前提に対象規模を設定しているが、条例では加算することが明記されていない。

〇このため、事業者の考え方により、周辺スペースを加算する場合としない場合で、算定面積に数倍の差が生じる状況であるため、算定方法を明確化する。

5－1　条例・規則の改正方針（その他：太陽電池発電事業の指標の明確化）

規則改正

＜改正方針の考え方＞

太陽光パネル間の隙間や管理用の通路について、これまで指標となる面積に含まれるものと解して運用してきたが、これを明確化する。

＜改正方針（案）＞

「太陽光を電気に変換する設備の設置の用に供する敷地の面積」を指標とする。

└ 太陽電池に隣接し、太陽電池発電所の運営管理上必要となる通路その他の敷地を含む

＜今後の予定＞

パブリックコメント等の規則改正手続を行い、十分な周知期間を経て施行する（令和９年10月１日想定）。

５－２　条例・規則の改正方針（その他：規則で規定している様式の押印廃止）

規則改正

＜現行の規則＞

- 規則で規定している様式に、押印の「印」マークが存在している（計２２様式）

＜改正方針（案）＞

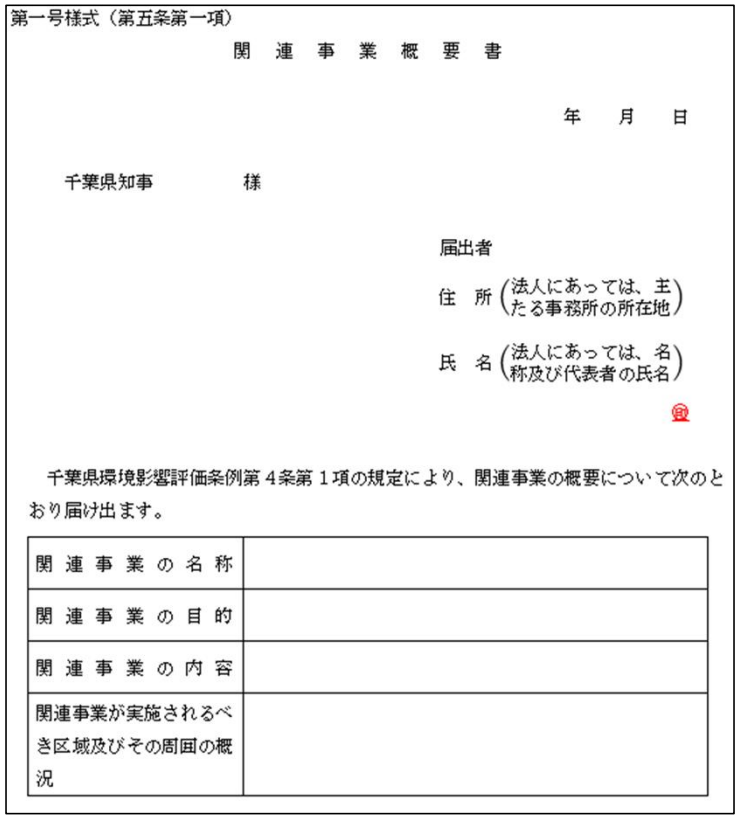
- 令和３年３月８日付け行革第６４８号・政法第１４１０号（通知）の行政手続等における押印見直し方針に基づき、**様式の「印」マークを削除する**
 - └ 県民等の負担軽減、利便性の向上を目的に押印の義務付けを廃止するもの

＜今後の方針＞

- **令和９年４月１日**施行としたい
- 事実上の押印廃止をしていることから、実務上の支障は生じない

＜参考＞

- 当課では、令和３年５月２４日付けで「事実上の押印廃止」の意思決定をしており、規則改正がなされていない場合でも押印がなくても書面を受け付けることとしており、実務上の支障は生じていない
- 事実上の押印廃止を行った場合は、令和３年９月３０日を目途に、規則の改正する必要があるとされていたが、改正していない



第一号様式（第五条第一項）

関　連　事　業　概　要　書

年　月　日

千葉県知事　　様

届出者

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　㊞

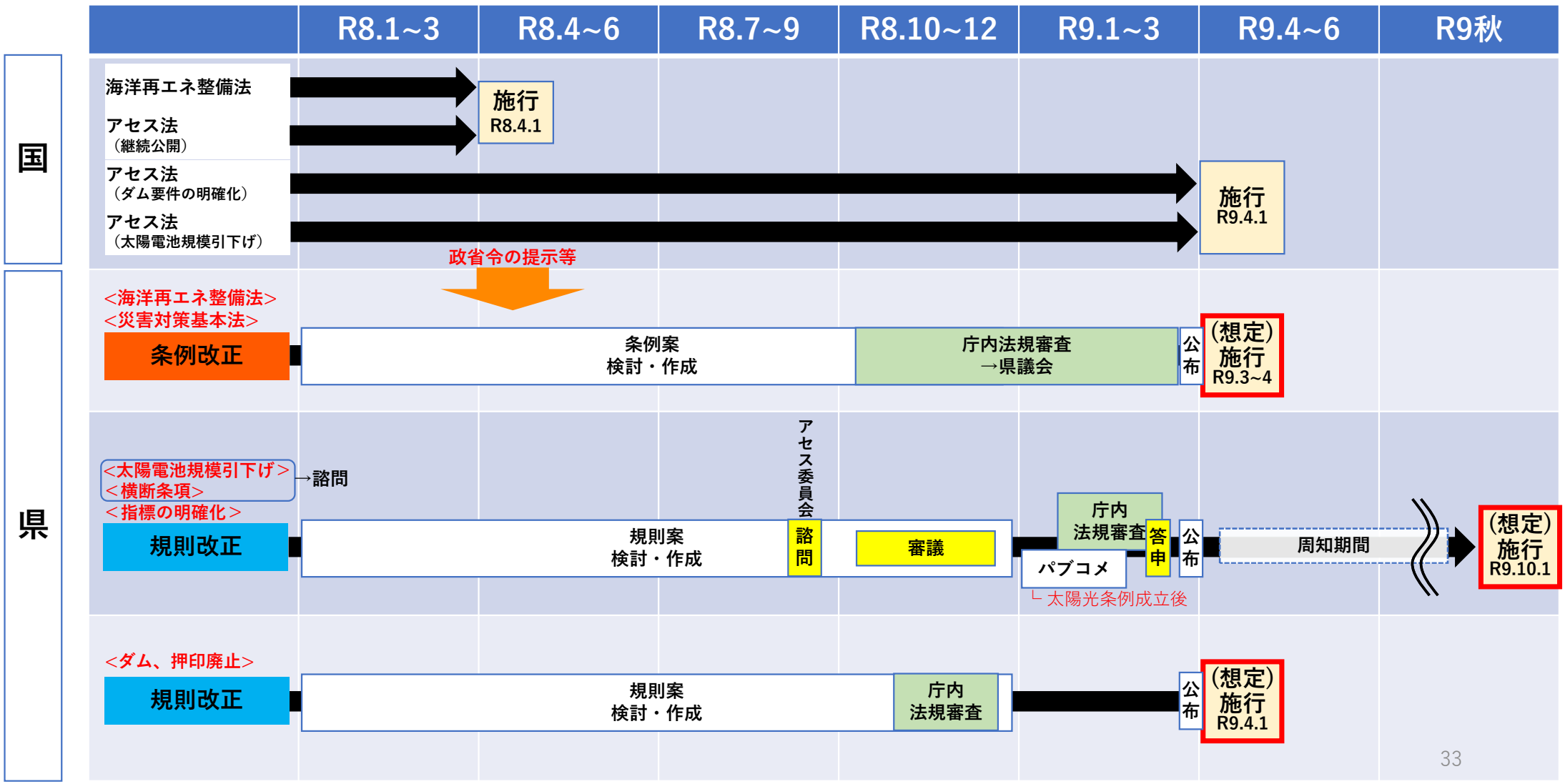
千葉県環境影響評価条例第４条第１項の規定により、関連事業の概要について次のとおり届け出ます。

関連事業の名称	
関連事業の目的	
関連事業の内容	
関連事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	

6 県アセス制度(条例・規則)における改正の概要等(案)

	項目	条例・規則	改正の概要・考え方	条例・規則改正想定施行日
1 太陽電池規模要件変更	条例の対象事業となる太陽電池発電所の規模要件の変更	規則改正	法の対象規模引き下げを踏まえ、条例対象事業の規模要件を引き下げる	R9.10.1
2 太陽光条例の審査	太陽光条例の制定に伴う横断条項への追加	規則改正	太陽光条例の許可に係る審査について、アセス手続についても審査項目とする横断条項に追加する	R9.10.1
3 海洋再エネ整備法に関するもの	アセス法の特例措置の創設	条例改正	促進区域で条例対象規模の事業が行われる場合を想定し、法と同様に方法書等の手続を適用しない旨を規定する	県議会を経て、公布後速やかに
4 アセス法・規則の改正に関するもの	河川工事のダム事業の要件の明確化	規則改正	対象事業の要件の考え方を法と一致させる必要がある	R9.4.1
	災害対策基本法の文言変更	条例改正	災害対策基本法の文言変更に伴い「災害復旧」を「復旧復興(災害の復旧に限る。)」に改める	県議会を経て、公布後速やかに
5 その他	指標となる面積の対象範囲の明確化	規則改正	太陽電池発電事業の規模の指標となる面積の対象範囲に太陽光パネル間の隙間や通路が含まれることを明確化する。	R9.10.1
	規則で規定している様式の押印廃止	規則改正	規則で規定している様式から「印」マークを削除する	R9.4.1

7　想定スケジュール案


R8.1~3
R8.4~6
R8.7~9
R8.10~12
R9.1~3
R9.4~6
R9秋
国
海洋再エネ整備法
アセス法
（継続公開）
アセス法
（ダム要件の明確化）
アセス法
（太陽電池規模引下げ）
施行
R8.4.1
施行
R9.4.1
政省令の提示等
県
<海洋再エネ整備法>
<災害対策基本法>
条例改正
条例案
検討・作成
庁内法規審査
→県議会
公布
(想定)
施行
R9.3~4
<太陽電池規模引下げ>
<横断条項>
<指標の明確化>
→諮問
規則改正
規則案
検討・作成
アセス委員会
諮問
審議
庁内
法規審査
パブコメ
答申
公布
周知期間
(想定)
施行
R9.10.1
└太陽光条例成立後
<ダム、押印廃止>
規則改正
規則案
検討・作成
庁内
法規審査
公布
(想定)
施行
R9.4.1